

法務省民商第1680号
平成19年8月20日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

信託法の施行に伴う限定責任信託の登記事務の取扱いについて（通達）

信託法（平成18年法律第108号。以下「法」という。）、信託法施行規則（平成19年法務省令第41号。以下「施行規則」という。）及び限定責任信託登記規則（平成19年法務省令第46号。以下「登記規則」という。）が本年9月30日から施行されますが、これに伴う限定責任信託の登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第1 本通達の趣旨

本通達は、法、施行規則及び登記規則の施行に伴い、限定責任信託に関する登記の手續及び添付書面等について、登記事務処理上留意すべき事項を明らかにしたものである。

なお、登記記録例は、別紙のとおりとする。

第2 限定責任信託制度の創設

1 信託及び限定責任信託の定義

信託とは、信託契約、遺言その他の法第3条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者（受託者）が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいい（法第2条第1項）、限定責任信託とは、信託であって、受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うものをいう（法第2条第12項）。

限定責任信託は、法において新たに設けられた制度である。

2 限定責任信託の要件等

限定責任信託においては、受託者は、信託財産に属する財産のみをもって、信託財産責任負担債務の履行の責任を負う（法第216条第1項）ことから、信託債権者を保護し、その濫用的な利用を防止する観点から、次のような規律が設けられた。

(1) 限定責任信託の効力発生要件

限定責任信託は、信託行為においてそのすべての信託財産責任負担債務について受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う旨の定めをし、法第232条の定めるところにより登記することによって、限定責任信託としての効力を生ずるとされた（法第216条第1項）。

限定責任信託につき法第9章の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができず、登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とするとされた（法第220条第1項）。また、故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができないとされた（法第220条第2項）。

(2) 名称使用制限

限定責任信託には、その名称中に「限定責任信託」という文字を使用しなければならないとされた（法第218条第1項）。また、何人も、限定責任信託でないものについて、その名称又は商号中に、限定責任信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないとされた（法第218条第2項）。さらに、何人も、不正の目的をもって、他の限定責任信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないとされた（法第218条第3項）。

(3) 取引の相手方に対する明示義務

受託者は、限定責任信託の受託者として取引をするに当たっては、その旨を取引の相手方に示さなければ、これを当該取引の相手方に対し主張することはできないとされた（法第219条）。

(4) 受託者の第三者に対する責任

ア 限定責任信託において、受託者が信託事務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該受託者は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うとされた（法第224条第1項）。

イ 限定責任信託の受託者が、(a)貸借対照表等に記載し、若しくは記録すべき重要な事項についての虚偽の記載若しくは記録、(b)虚偽の登記又は(c)虚偽の公告をしたときも、アと同様とされた（法第224条第2項本文）。ただし、受託者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、アの責任を負わないとされた（法第224条第2項ただし書）。

(5) 受益者に対する信託財産の給付の制限

限定責任信託においては、受益者に対する信託財産に係る給付は、その給付可能額（受益者に対し給付をすることができる額として純資産額の範囲内において法務省令で定める方法により算定される額）を超えてすることはできないとされた（法

第225条、施行規則第33条、信託計算規則（平成19年法務省令第42号）第24条）。

第3 限定責任信託の登記の手續及び添付書面

1 限定責任信託の定め

(1) 限定責任信託の効力発生時期

限定責任信託は、第2の2（1）のとおり、信託行為においてそのすべての信託財産責任負担債務について受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う旨の定めをし、法第232条の定めるところにより登記することによって、限定責任信託としての効力を生ずるとされた（法第216条第1項）。

(2) 限定責任信託の信託行為の内容

限定責任信託の信託行為においては、次の事項を定めなければならないとされた（法第216条第2項、施行規則第24条）。

ア 限定責任信託の目的

イ 限定責任信託の名称

ウ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

エ 限定責任信託の主たる信託事務の処理を行うべき場所（事務処理地）

オ 信託財産に属する財産の管理又は処分の方法

カ 信託事務年度

(3) 登記手續

ア 登記期間

信託行為において限定責任信託の定め（法第216条第1項）がされたときは、2週間以内に限定責任信託の定め

イ 登記すべき事項（登記記録例（別紙）の1参照）

限定責任信託の定め

(ア) 限定責任信託の目的

(イ) 限定責任信託の名称

(ウ) 受託者の氏名又は名称及び住所

(エ) 限定責任信託の事務処理地

(オ) 法第64条第1項（第74条第6項において準用する場合を含む。）の規定により信託財産管理者又は信託財産法人管理人が選任されたときは、その氏名又は名称及び住所

(カ) 法第163条第9号の規定による信託の終了についての信託行為の定めがあるときは、その定め

(キ) 会計監査人設置信託であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称
ウ 添付書面

限定責任信託の定めめの登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない
(法第240条)。

(ア) 限定責任信託の信託行為を証する書面 (法第240条第1号)

具体的には、契約書 (法第4条第1項)、遺言書 (法第4条第2項)、公正証書、公証人の認証を受けた書面又は電磁的記録 (法第4条第3項第1号)、受益者となる者として指定された第三者 (当該第三者が2人以上ある場合にあっては、その1人) に対する確定日付のある証書による通知 (法第4条第3項第2号) 等が該当する。

(イ) 受託者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書 (法第240条第2号)

当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所があるときは、添付を要しない (法人の登記事項証明書が添付書類となる場合については原則として妥当するため、以下においては記載を省略する。)

(ウ) 会計監査人設置信託である場合は、次の書面

a 就任を承諾したことを証する書面 (法第240条第3号イ)

b 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書 (法第240条第3号ロ)

c 会計監査人が法人でないときは、法第249条第1項に規定する者であることを証する書面 (法第240条第3号ハ)

(エ) 代理人によって申請する場合は、代理権限を証する書面 (法第247条、商業登記法 (昭和38年法律第125号) 第18条。代理人による申請については原則として妥当するため、以下においては記載を省略する。)

エ 登録免許税

1件につき3万円とされた (登録免許税法 (昭和42年法律第35号) 別表第一第28の2号 (一))。

2 受託者の就任及び変更の登記

(1) 受託者

受託者は、信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負い、信託行為によりその権限に制限を加えた場合を除き、当該行為をする権限を有するとされた (法第2条第5項、第26条)。

(2) 受託者の任務の終了及び新受託者の就任

受託者の任務は、①信託の清算の終了、②受託者である個人の死亡、③受託者で

ある個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと、④受託者（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと（信託行為に別段の定めがあるときを除く。）、⑤受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと、⑥受託者の辞任、⑦受託者の解任又は⑧信託行為において定めた事由により終了することとされた（法第56条第1項）。

なお、受託者の任務が終了した場合の新たな受託者の選任については、次の方法によるとされた（法第62条）。

ア 信託行為に新たな受託者に関する定めがあるとき

当該定めに従う。

イ 信託行為に新たな受託者に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新受託者になるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれを行うことができないとき（法第62条第1項）

委託者及び受益者の合意による選任

ウ イの場合において、委託者及び受益者の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるとき（法第62条第4項）

利害関係人の申立てによる裁判所による選任

また、受託者である法人が合併をした場合における合併後存続する法人又は合併により設立する法人及び受託者である法人が分割をした場合における分割により受託者としての権利義務を承継する法人は、受託者の任務を引き継ぐものとされた（法第56条第2項）。

(3) 受託者の辞任及び解任

ア 受託者は、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができる（法第57条第1項）。また、受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる（法第57条第2項）。

イ 委託者及び受益者は、信託行為に別段の定めがあるときを除き、いつでも、その合意により、受託者を解任することができる（法第58条第1項、第3項）。さらに、受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる（法第58条第4項）。

(4) 登記手続

ア 登記期間

受託者に関する登記事項に変更があったときは、2週間以内に、その変更の登記をしなければならないとされた（法第233条第3項）。

イ 登記すべき事項（登記記録例（別紙）の2参照）

新受託者の就任の登記については、新受託者の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない（法第232条第3号）。この場合の登記原因は「年月日就任」とするが、新受託者の選任の裁判があった場合の登記原因は「年月日〇〇地方裁判所の選任」とする。なお、選任の裁判があった場合においても、嘱託登記の規定がない（法第246条参照）ことから、その登記は申請によることとなる。

また、旧受託者の任務の終了の登記については、変更年月日及び任務が終了した旨（例「年月日死亡」等。なお、信託行為の定めによる任務の終了の場合は、「年月日退任」とする。）を登記する。

旧受託者の辞任及び解任の登記についての登記原因は、「年月日辞任（又は解任）」とするが、解任の裁判があった場合は、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、限定責任信託の事務処理地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならないとされており（法第246条第1号イ）、この場合の登記原因は、「年月日〇〇地方裁判所の解任の裁判」とする。

なお、受託者が委託者及び受益者の同意を得て辞任した場合（法第57条第1項）においても、信託行為に別段の定めがあるときを除き、前受託者は、新受託者が信託事務の処理をすることができるに至るまで、引き続き受託者としての権利義務を有する（法第59条第4項）ので、受託者が委託者及び受益者の同意を得て辞任しただけでは、受託者変更の登記原因とはなり得ず、新受託者又は信託財産管理者の選任があって初めて前受託者の辞任の登記が可能となる。

ただし、受託者が2人以上ある信託にあっては、信託行為に別段の定めがあるときを除き、受託者の1人が委託者及び受益者の同意を得て辞任した場合には、その任務終了時に存する信託に関する権利義務は他の受託者が当然に承継することになる（法第86条第4項）ので、その場合には、新受託者又は信託財産管理者の選任がなくとも、前受託者の辞任の登記は受理することが可能である。

さらに、旧受託者（受託者が2人以上ある信託にあっては、すべての旧受託者）の退任した年月日から新受託者の就任した年月日までの期間が1年を超える登記申請があった場合には、当該信託は既に終了している（法第163条第3号、第87条第1項）ことから、新受託者の就任の登記を受理することはできない。

なお、この場合でも、清算受託者の就任の登記を受理することは可能である。

ウ 添付書面

(7) 新受託者の就任の登記の添付書面

次の書面を添付しなければならない。

a 信託行為の新たな受託者に関する定めによる選任の場合

(a) 当該定めがあることを証する書面（法第241条第1項）

具体的な書面としては、契約書等が該当する（第3の1(3)ウ(7)参照）。

- (b) 就任を承諾したことを証する書面（法第241条第1項）
- (c) 受託者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書（法第241条第2項）
- b 委託者及び受益者の合意による選任の場合
 - (a) 委託者及び受益者の合意があったことを証する書面（法第241条第1項）
 - (b) 就任を承諾したことを証する書面（法第241条第1項）
 - (c) 受託者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書（法第241条第2項）
- c 利害関係人の申立てによる裁判所による選任の場合
 - (a) 裁判所の決定書（法第241条第1項）
 - (b) 受託者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書（法第241条第2項）
- d 受託者である法人が合併をした場合又は受託者が分割をした場合であって分割により受託者の権利義務を承継する法人があるとき
合併又は分割後の法人の登記事項証明書
なお、分割による受託者の権利義務の承継があった場合にあつては、登記事項証明書に加え、当該新受託者たる法人に受託者の権利義務が承継されたことを証する書面として、その旨が記載された吸収分割契約書若しくは新設分割計画書又はその抜粋等に新受託者がその内容に相違ない旨を記載し、記名押印（登記所届出印に限る。）したものを添付することを要する。
- (イ) 旧受託者の任務の終了の登記の添付書面
登記事項の変更を証する書面（法第241条第1項）として、任務の終了の事由が発生したことを証する書面を添付しなければならない。具体的には、次の書面が該当する。
なお、合併により受託者である法人が解散した場合の登記については、当該法人の登記事項証明書を添付する。この場合の登記原因は、「年月日合併」とする。
 - a 受託者である個人が死亡した場合（法第56条第1項第1号）
受託者である個人が死亡したことを証する書面（死亡届等）
 - b 受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けた場合（法第56条第1項第2号）
受託者である個人について、後見開始又は保佐開始の審判があったことを証する書面
 - c 受託者が破産手続開始の決定を受けた場合（法第56条第1項第3号）

受託者について、破産手続開始の決定があったことを証する書面

- d 受託者である法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。法第56条第1項第4号）

当該法人の登記事項証明書（解散の登記が記載された証明書）又は解散の決議をした株主総会の議事録等

- e 信託行為において定めた事由により任務が終了した場合（法第56条第1項第7号）

契約書等

- (v) 受託者の辞任の登記の添付書面

- a 委託者及び受益者の同意を得て辞任した場合等

- (a) 辞任届（法第241条第1項）

- (b) 委託者及び受益者の同意があったことを証する書面（法第241条第1項）

信託行為の別段の定めに基づいて辞任する場合は、この書面に代え、当該定めがあることを証する書面（契約書等）

- b 裁判所の許可を得て辞任した場合

裁判所の決定書（法第241条第1項）

- (i) 受託者の解任の登記の添付書面

- a 委託者と受益者の合意により解任した場合

委託者及び受益者の合意があったことを証する書面（法第241条第1項）

- b 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由がある場合において、委託者又は受益者の申立てにより裁判所が解任の決定を行ったとき

裁判所の決定書（法第241条第1項）

エ 登録免許税

1件につき1万5千円とされた（登録免許税法別表第一第28の2号（三））。

3 信託財産管理者及び信託財産法人管理人の選任及び変更の登記

- (1) 信託財産管理者及び信託財産法人管理人の選任及び変更

ア 信託財産管理者

- (v) 信託財産管理者による管理を命ずる処分

受託者の任務は、第3の2(2)のとおり、法第56条第1項に掲げた事由により終了するが、その場合において、新受託者が選任されておらず、かつ、必要があると認めるときは、新受託者が選任されるまでの間、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下「信託財産管理命令」という。）をすることができることとされた（法第63条第1項）。

また、裁判所は、信託財産管理命令をする場合には、当該信託財産管理命令において、信託財産管理者を選任しなければならないとされた（法第64条第1項）

(イ) 信託財産管理者の権限等

- a 信託財産管理者が選任された場合には、受託者の職務の遂行並びに信託財産に属する財産の管理及び処分の権利は、信託財産管理者に専属するとされた（法第66条第1項）。
- b 2人以上の信託財産管理者があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならないとされた。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる（法第66条第2項）。
- c 2人以上の信託財産管理者があるときは、第三者の意思表示は、その1人に対してすれば足りるとされた（法第66条第3項）。
- d 信託財産管理者が次の各行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならないとされた（法第66条第4項）。
 - (a) 保存行為
 - (b) 信託財産に属する財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

(ウ) 信託財産管理者の辞任及び解任

- a 信託財産管理者は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる（法第70条、第57条第2項）。
- b 信託財産管理者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、信託財産管理者を解任することができる（法第70条、第58条第4項）。

イ 信託財産法人管理人

(ア) 信託財産法人管理人による管理を命ずる処分

受託者である個人の死亡により、受託者の任務が終了した場合（受託者が2人以上ある信託にあっては、受託者である個人の死亡により、すべての受託者の任務が終了した場合）（法第56条第1項第1号、法第86条第3項）には、信託財産は、法人とするとされ（法第74条第1項）、この場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下「信託財産法人管理命令」という。）をすることができる（法第74条第2項）。また、裁判所は、信託財産法人管理命令をする場合には、当該信託財産法人管理命令において、信託財

産法人管理人を選任しなければならないとされた（法第74条第6項、法第64条第1項）。

(イ) 信託財産法人管理人の権限等

信託財産法人管理人の権限等については、ア(イ)と同様であり（法第74条第6項）、信託財産法人管理人の辞任及び解任については、ア(ウ)と同様である（法第74条第6項）。

なお、新受託者が就任したときは、法第74条第1項の法人は成立しなかったものとみなされるが、信託財産法人管理人がその権限の範囲内でした行為の効力を妨げないとされた（法第74条第4項）。また、信託財産法人管理人の代理権は、新受託者が信託事務の処理をすることができるに至った時に消滅するとされた（法第74条第5項）。

(2) 登記手続

ア 信託財産管理者又は信託財産法人管理人の選任又は解任の裁判があった場合

(ア) 裁判所書記官による登記の嘱託

裁判所書記官は、信託財産管理者又は信託財産法人管理人の選任又は解任の裁判があったときは、職権で、遅滞なく、限定責任信託の事務処理地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならないとされた（法第246条第1号イ及びロ）。

(イ) 登記すべき事項（登記記録例（別紙）の3及び4参照）

信託財産管理者又は信託財産法人管理人の氏名又は名称及び住所であり（法第232条第5号）、選任の場合の登記原因は「年月日〇〇地方裁判所の選任」とし、解任の場合の登記原因は「年月日〇〇地方裁判所の解任の裁判」とする。

イ 信託財産管理者又は信託財産法人管理人の辞任の場合

(ア) 登記すべき事項

登記原因は、「年月日辞任」とする。

(イ) 添付書面

登記事項の変更を証する書面（法第241条第1項）として、裁判所の決定書を添付しなければならない。

(ウ) 登録免許税

1件につき1万5千円とされた（登録免許税法別表第一第28の2号(三)）。

4 その他登記事項の変更の登記

(1) 信託の変更の手続

信託の変更は、信託行為に別段の定めがある場合を除き、次の場合にすることができる。とされた。

(ア) 委託者、受託者（受託者が2人以上ある場合にあっては、すべての受託者）

受託者が2人以上ある場合においては原則として妥当するため、以下においては記載を省略する。)及び受益者(受益者が2人以上ある場合にあっては、すべての受益者(ただし、信託行為に受益権者集会(法第106条から第122条まで)における多数決による旨の定め等の別段の定めがあるときは、その定めによる。法第105条第1項及び第2項)。受益者が2人以上ある場合については原則として妥当するため、以下においては記載を省略する。)の合意(法第149条第1項)

- (イ) 信託の目的に反しないことが明らかであるときは、受託者及び受益者の合意(法第149条第2項第1号)
- (ウ) 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときは、受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示(法第149条第2項第2号)
- (エ) 受託者の利益を害しないことが明らかであるときは、委託者及び受益者による受託者に対する意思表示(受託者が2人以上ある場合においては、信託行為に別段の定めのあるときを除き、受託者1人に対する意思表示で足りる。法第80条第7項。受託者が2人以上ある場合における受託者に対する意思表示については原則として妥当するため、以下においては記載を省略する。)(法第149条第3項第1号)
- (オ) 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるときは、受益者による受託者に対する意思表示(法第149条第3項第2号)
- (カ) 委託者、受託者又は受益者の申立てによる信託の変更を命ずる裁判(法第150条)

(2) 登記期間

ア 事務処理地の変更の場合(登記記録例(別紙)の5参照)

事務処理地に変更があったときは、2週間以内に、旧事務処理地においてはその変更登記をし、新事務処理地においては法第232条各号に掲げる事項を登記しなければならないとされた(法第233条第1項)。

イ 法第232条各号(第4号を除く。)に掲げる事項の変更の場合

法第232条各号(第4号を除く。)に掲げる事項に変更があった場合は、2週間以内に、その変更の登記をしなければならないとされた(法第233条第3項)。

(3) 添付書面

次の書面を添付しなければならない(法第241条)。

ア 委託者、受託者及び受益者の合意による変更の場合(法第149条第1項)

委託者、受託者及び受益者の合意を証する書面(法第241条第1項)

当該書面は、変更後の信託行為の内容が明らかにされているものであることを要する（法第149条第1項）。

- イ 信託の変更が信託の目的に反しないことが明らかである場合における受託者及び受益者の合意による変更の場合（法第149条第2項第1号）
 - (ア) 信託の目的に反しないことが明らかであることを証する書面
具体的には、受託者の上申書等が該当する。
 - (イ) 受託者及び受益者の合意を証する書面
- ウ 信託の変更が信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかである場合における受託者の意思表示による変更の場合（法第149条第2項第2号）
 - (ア) 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであることを証する書面
具体的には、受託者の上申書等が該当する。
 - (イ) 受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示を証する書面
- エ 信託の変更が受託者の利益を害しないことが明らかである場合における委託者及び受益者による受託者に対する意思表示による変更の場合（法第241条第1項、第149条第3項第1号）
 - (ア) 信託の変更が受託者の利益を害しないことが明らかであることを証する書面
具体的には、受託者からの上申書等が該当する。
 - (イ) 委託者及び受益者による受託者に対する意思表示を証する書面
当該意思表示の内容が判明する書面であって、委託者及び受益者の記名押印又は署名がされていることを要する。
- オ 信託の変更が信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかである場合における受益者による受託者に対する意思表示による変更の場合（法第149条第3項第2号）
 - (ア) 信託の変更が信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであることを証する書面
具体的には、受託者の上申書等が該当する。
 - (イ) 受益者による受託者に対する意思表示を証する書面
当該意思表示の内容が判明する書面であって、受益者の記名押印又は署名がされていることを要する。
- カ 信託行為の別段の定めによる変更の場合（法第149条第4項）
 - (ア) 信託行為に別段の定めがあることを証する書面（契約書等）
 - (イ) 信託行為の別段の定めにより信託の変更をしたことを証する書面
- キ 特別の事情による信託の変更を命ずる裁判による変更の場合（法第150条第

1項)

裁判所の決定書

(4) 登録免許税

ア 事務処理地の変更の場合

新事務処理地においてする法第232条による定めめの登記については、1件につき1万5千円とされ（登録免許税法別表第一第28の2号（二））、旧事務処理地においてする変更の登記については、1件につき1万5千円とされた（登録免許税法別表第一第28の2号（三））。

なお、法第233条第2項の規定による同一の登記所の管轄区域内において行う事務処理地の変更の登記については、1件につき1万5千円とされた（登録免許税法別表第一第28の2号（三））。

イ 法第232条各号に掲げる事項（事務処理地の変更を除く。）の変更の場合

1件につき1万5千円とされた（登録免許税法別表第一第28の2号（三））。

5 限定責任信託の終了の登記

(1) 限定責任信託の終了

限定責任信託は、法第163条若しくは第164条に掲げる事由又は限定責任信託の定めを廃止する旨の信託の変更（法第149条、第150条）により終了するとされた。

ア 信託の終了

信託は、次の場合に終了するとされた（法第163条、第164条）。

(ア) 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき（法第163条第1号）。

(イ) 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継続したとき（法第163条第2号）。

(ウ) 受託者が欠けた場合（受託者が2人以上ある信託にあっては、すべての受託者が欠けた場合）であって、新受託者が就任しない状態が1年間継続したとき（法第163条第3号、法第87条第1項）。

なお、受託者が2人以上ある信託にあっては、受託者の一部が欠けた場合であって、信託行為の別段の定めによりその任務が他の受託者によって行われず、かつ、新受託者が就任しない状態が1年間継続したときも、当該信託は終了する。

(エ) 受託者が、法第52条等の規定（受託者が、信託財産から①費用等の償還若しくは費用の前払、②損害の賠償又は③信託報酬を受けることができる場合において、信託財産が不足しているときにつき、受託者において、委託者及び受益者に対し、信託財産が不足しているため費用等の償還又は費用の前払等を受

けることができない旨及び受託者の定める相当の期間内に委託者又は受益者から費用等の償還又は費用の前払等を受けないときは信託を終了させる旨を通知し、当該期間を経過しても委託者又は受益者から費用等の償還又は費用の前払等を受けなかったときは、信託を終了させることができるとする規定)により信託を終了させたとき(法第163条第4号)。

(オ) 信託の併合がされたとき(法第163条第5号)。

(カ) 法第165条(特別の事情による信託の終了を命ずる裁判)又は第166条(公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判)の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき(法第163条第6号)。

(キ) 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき(法第163条第7号)。

(ク) 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法(平成16年法律第75号)第53条第1項、民事再生法(平成11年法律第225号)第49条第1項又は会社更生法(平成14年法律第154号)第61条第1項(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号)第41条第1項及び第206条第1項において準用する場合を含む。)の規定による信託契約の解除がされたとき(法第163条第8号)。

(ケ) 信託行為において定めた事由が生じたとき(法第163条第9号)。

(コ) 信託を終了することについて、委託者及び受益者の合意があったとき(法第164条第1項)。

イ 限定責任信託の定めを廃止する旨の信託の変更

限定責任信託について、限定責任信託の定め(法第216条第1項)を廃止する旨の信託の変更がされたときは、終了の登記をするとされた(法第235条)。なお、この場合においては、終了の登記がされても信託が終了するものではないが、終了の登記がされたときは、その変更後の信託については、法第9章の規定は適用しないとされた(法第221条)。

(2) 登記手続

ア 登記期間

法第163条(第6号及び第7号に係る部分を除く。)若しくは法第164条第1項若しくは第3項の規定により限定責任信託が終了したとき、又は限定責任信託の定め(法第216条第1項)を廃止する旨の信託の変更がされたときは、2週間以内に、終了の登記をしなければならないとされた(法第235条)。

なお、法第163条第6号に規定する信託の終了を命ずる裁判が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、限定責任信託の事務処理地を管轄する

登記所にその登記を嘱託しなければならないとされた（法第246条第2号口）。

イ 登記すべき事項（登記記録例（別紙）の6参照）

登記すべき事項は、限定責任信託の終了の旨並びにその事由及びその年月日である。

なお、法第235条又は第246条第2号口の終了の登記をしたときは、登記官は、職権で受託者に関する登記を抹消しなければならない（法第247条、商業登記法第71条第1項、登記規則第6条）。

ウ 添付書面

限定責任信託の終了の事由の発生を証する書面を添付しなければならない（法第242条）。具体的には、次のとおりである。

(ア) 信託の目的が達成したとき、又は達成することができなかつたとき（法第163条第1号）

信託の目的が達成したこと、又は達成することができなかつたことを証する書面

具体的には、清算受託者の上申書等が該当する。

(イ) 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継続したとき（法第163条第2号）

受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継続したことを証する書面

具体的には、清算受託者の上申書等が該当する。

(ロ) 新受託者が就任しない状態が1年間継続したとき（法第163条第3号）

旧受託者の退任を証する書面及び清算受託者の就任を証する書面

(ハ) 受託者が法第52条等の規定により終了させたとき（法第163条第4号）

委託者及び受益者への通知書

ただし、委託者が現に存しない場合は、受益者への通知のみで足りる（法第52条第3項）。

(ニ) 破産法第53条等の規定により信託契約の解除がされたとき（法第163条第8号）

破産法第53条等の規定により信託契約の解除がされたことを証する書面

具体的には、破産管財人からの通知書等が該当する。

(ホ) 信託行為において定めた事由の発生により終了したとき（法第163条第9号）

信託行為に当該事由に係る定めがあること及び当該事由が発生したことを証する書面

具体的には、契約書等が該当する。

(キ) 委託者及び受益者の合意により終了したとき（法第164条）

委託者及び受益者の合意書

(ク) 限定責任信託の定めを廃止する旨の信託の変更がされたとき

委託者，受託者及び受益者の合意があったことを証する書面等（4の(3)参照）

エ 登録免許税

1件につき1万5千円とされた（登録免許税法別表第一第28の2号（三））。

6 清算受託者の就任及び変更の登記

(1) 信託の清算について

信託は，当該信託が終了した場合（信託の併合によって終了した場合及び信託財産についての破産手続の開始の決定により終了した場合であって，当該破産手続が終了していないときを除く。）には，清算をしなければならないとされた（法第175条）。また，信託は，当該信託が終了した場合においても，清算が終了するまではなお存続するものとみなすとされた（法第176条）。

(2) 清算受託者の職務等

ア 清算受託者の意義

信託が終了した時以後の受託者を「清算受託者」といい（法第177条），原則として，信託が終了した時の受託者が引き続き清算受託者となるものの，信託行為の定め，受託者の辞任等により受託者の任務が信託の終了と同時に終了する場合には，2(2)記載の方法により新たに清算受託者を選任することとなり，また，裁判所は，法第166条第1項の規定により信託の終了を命じた場合には，法務大臣若しくは委託者，受益者，信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で，当該信託の清算のために清算受託者を選任しなければならないとされた（法第173条）。

イ 清算受託者の職務

清算受託者は，次の職務を行うとされた。

(ア) 現務の終了（法第177条第1号）

(イ) 信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済（法第177条第2号）

(ロ) 受益債権（残余財産の給付を内容とするものを除く。）に係る債務の弁済（法第177条第3号）

(ハ) 残余財産の給付（法第177条第4号）

ウ 清算受託者の任務の終了，辞任及び解任

清算受託者の任務は，清算が終了した場合のほか，2(2)に掲げる事由（法第56条第1項）により終了するとされた。なお，清算受託者は，その職務を終了

したときは、遅滞なく信託事務に関する最終計算を行い、受益者等にその承認を求めなければならないとされた（7(1)を参照。）。

清算受託者の辞任及び解任については、2(3)と同様である。

(3) 登記手続

ア 登記期間

限定責任信託が終了した場合において、限定責任信託が終了した時における受託者が清算受託者となるときは、終了の日から、2週間以内に、清算受託者の氏名又は名称及び住所を登記しなければならないとされた（法第236条第1項）。

なお、信託行為の定め又は法第62条第1項（委託者及び受益者の合意による選任）若しくは第4項（利害関係人の申立てによる裁判所による選任）若しくは第173条第1項（裁判所が公益の確保のため信託の終了を命じた場合における裁判所による選任）の規定により清算受託者が選任されたときも、上記と同様とされた（法第236条第2項）。また、清算受託者の登記事項に変更があったときは、2週間以内に、その変更の登記をしなければならないとされた（法第236条第3項、第233条第3項）。

イ 登記すべき事項（登記記録例（別紙）の7参照）

登記すべき事項は、清算受託者の氏名又は名称及び住所である（法第236条第1項）。登記原因の記録は、最初の清算受託者の場合には不要であるが、変更による清算受託者の就任の場合の登記原因は「年月日就任」、清算受託者の選任の裁判があった場合の登記原因は「年月日〇〇地方裁判所の選任」、解任の裁判があった場合の登記原因は「年月日〇〇地方裁判所の解任の裁判」とする。清算受託者の任務の終了、辞任及び解任の登記については、2(4)イと同様である。

ウ 添付書面

(7) 清算受託者の就任の登記の添付書面は、次のとおりである。

a 信託行為の定めによる選任の場合

- (a) 信託行為の定めがあることを証する書面（法第243条第1項第1号イ）
具体的には、契約書等が該当する。
- (b) 就任を承諾したことを証する書面（法第243条第1項第1号ロ）
- (c) 清算受託者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書（法第243条第2項、第240条第2号）

b 委託者及び受益者の合意による選任の場合

- (a) 委託者及び受益者の合意があったことを証する書面（法第243条第1項第2号イ）
- (b) 就任を承諾したことを証する書面（法第243条第1項第2号ロ）
- (c) 清算受託者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書（法第24

3条第2項, 第240条第2号)

c 利害関係人の申立てによる裁判所による選任の場合

(a) 裁判所の決定書(法第243条第1項第3号)

(b) 清算受託者が法人であるときは, 当該法人の登記事項証明書(法第243条第2項, 第240条第2号)

(イ) 清算受託者の変更の登記

清算受託者の変更に伴う新清算受託者の就任の登記並びに清算受託者の任務の終了, 辞任及び解任の登記の添付書面については, 2(4)ウと同様である。

エ 登録免許税

最初の清算受託者の登記については, 1件につき6千円とされた(登録免許税法別表第一第28の2号(六)イ)。また, 清算受託者の変更に係る登記については, 1件につき6千円とされた(登録免許税法別表第一第28の2号(六)ロ)。

7 清算終了の登記

(1) 清算事務の終了

清算受託者は, その職務を終了したときは, 遅滞なく, 信託事務に関する最終の計算を行い, 信託が終了した時における受益者(信託管理人が現に存する場合にあっては, 信託管理人)及び帰属権利者(以下「受益者等」という。)のすべてに対し, その承認を求めなければならないとされ(法第184条第1項), 受益者等が清算受託者からその計算の承認を求められた時から1箇月以内に異議を述べなかった場合には, 当該受益者等は同項の計算を承認したものとみなすとされた(法第184条第3項)。

(2) 登記手続

ア 登記期間

限定責任信託の清算が終了したときは, 法第184条第1項の計算の承認の日から, 2週間以内に, 清算終了の登記をしなければならないとされた(法第237条)。

イ 登記すべき事項(登記記録例(別紙)の8参照)

登記すべき事項は, 清算終了をした旨及び年月日である。

ウ 添付書面

法第184条第1項の計算の承認があったことを証する書面を添付しなければならない(法第245条)。

具体的には, 清算受託者の報告書(信託事務に関する最終の計算内容を記載し, 清算受託者が記名押印(押印は登記所届出印に限る。)をしたもの)及び受益者等の計算内容に関する承認書(当該受益者等が清算受託者の行った計算を承認した旨の記載があり, 当該受益者等全員の署名又は記名押印がされたもの。)等が

該当する。

エ 登録免許税

1件につき2千円とされた（登録免許税法別表第一第28の2号（六）ハ）。

8 信託の併合に係る登記

(1) 信託の併合

ア 信託の併合の定義

信託の併合とは、受託者を同一とする2以上の信託の信託財産の全部を1の新たな信託の信託財産とすることをいうとされた（法第2条第10項）。

イ 信託の併合の手続

(ア) 信託の併合は、各信託行為に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる事項を明らかにして、従前の各信託の委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる（法第151条）。

a 信託の併合後の信託行為の内容（法第151条1号）

b 信託行為において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由（法第151条第2号）

c 信託の併合に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額（法第151条第3号）

d 信託の併合がその効力を生ずる日（法第151条第4号）

e その他法務省令で定める事項（法第151条第5号，施行規則第12条）

(a) 信託の併合をする他の信託についての次に掲げる事項その他の当該他の信託を特定するために必要な事項

① 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

② 信託の年月日

③ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地

(b) 信託の併合をする他の信託の信託行為の内容

(c) 法第151条第1項第3号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定め相当性に関する事項

(d) 施行規則第12条第3号に規定する場合には、受益者に対して交付する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定め相当性に関する事項

(e) 信託の併合をする各信託において直前に作成された財産状況開示資料等の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、次に掲げる書類又は電磁的記録の区分に応じ、次に掲げる事項のいずれか）

① 施行規則第2条第4号イに定める書類又は電磁的記録 当該書類又は電磁的記録を作成すべき時期が到来していない旨

② 施行規則第2条第4号ロに定める書類又は電磁的記録 法第222条第3項の規定により作成された貸借対照表の内容

(f) 信託の併合をする各信託について、財産状況開示資料等を作成した後(財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後)に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

(g) 信託の併合をする理由

(i) (7)のほか、各信託行為に別段の定めがある場合を除き、信託の目的に反しないことが明らかであるときは受託者及び受益者の合意により(法第151条第2項第1号)、信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときは受託者の書面又は電磁的記録による意思表示により(法第151条第2項第2号)、それぞれ信託の併合をすることができることとされた。

ウ 信託の併合後の信託の信託財産責任負担債務の範囲

信託の併合がされた場合において、従前の信託の信託財産責任負担債務であった債務は、信託の併合後の信託の信託財産責任負担債務となるとされた(法第153条)。

また、信託の併合がされた場合において、当該信託財産責任負担債務のうち信託財産限定責任負担債務(受託者が信託財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う信託財産責任負担債務をいう。)であるものは、信託の併合後の信託の信託財産限定責任負担債務となるとされた(法第154条)。

(2) 登記手続

ア 登記期間

信託の併合がされた場合において、信託の併合後の信託が限定責任信託であるとき又は従前の信託が限定責任信託であったときは、次の(7)又は(i)の登記をしなければならないとされた。なお、新設合併による設立の登記及び合併による解散の登記の同時申請義務に相当する規定(商業登記法第82条参照)は設けられておらず、次の(7)及び(i)の登記をすべき場合には、それぞれ当該限定責任信託を管轄する登記所に申請することとなる。

(7) 信託の併合後の信託が限定責任信託であるとき

信託の併合後の信託に限定責任信託の定めがされたときは、2週間以内に、限定責任信託の定めを登記をしなければならないとされた(法第232条)。

(i) 従前の信託が限定責任信託であったとき

信託の併合により終了した信託が限定責任信託であったときは、2週間以内

に、終了の登記をしなければならないとされた（法第235条）。

イ 登記すべき事項（登記記録例（別紙）の9参照）

(7) 信託の併合後の信託の限定責任信託の定め

登記すべき事項は、1(3)イと同様である（法第232条）。

(4) 信託の併合による限定責任信託の終了

登記すべき事項は、5(2)イと同様である。

なお、この登記をしたときは、登記官は、その登記記録を閉鎖しなければならないとされた（登記規則第7条第2項）。

ウ 添付書面

次の書面を添付しなければならない。

(7) 信託の併合後の限定責任信託の定め

a 限定責任信託の信託行為を証する書面（法第240条第1号）

(a) 従前の各信託の委託者、受託者及び受益者の合意を証する書面（法第151条第1項参照）

当該書面は、法第151条第1項各号に掲げる事項が明らかにされているものであることを要する。

(b) 信託の併合が信託の目的に反しないことが明らかである場合には、(a)の書面に代え、次の書面（法第151条第2項参照）

① 信託の併合が信託の目的に反しないことが明らかであることを証する書面

具体的には、受託者の上申書等が該当する。

② 受託者及び受益者の合意を証する書面

当該書面は、法第151条第1項各号に掲げる事項が明らかにされているものであることを要する。

(c) 信託の併合が信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかである場合には、(a)又は(b)の書面に代え、次の書面（法第151条第2項参照）

① 信託の併合が信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであることを証する書面

具体的には、受託者の上申書等が該当する。

② 受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示を証する書面

当該書面は、法第151条第1項各号に掲げる事項が明らかにされているものであることを要する。

なお、電磁的記録によってする意思表示とは、例えば、受託者の意思表示の内容がFD等電子媒体に記録されたものが該当する。これを登記

の添付書面とする場合には、当該内容を用紙に出力し、受託者がこの内容に相違ない旨を記載し、かつ記名押印することを要する（以下の項について同じ。）。

(d) 各信託行為に別段の定めがある場合には、(a)から(c)までの書面に代え、次の書面（法151条第3項参照）

① 各信託行為に別段の定めがあることを証する書面

② 各信託行為の別段の定めにより信託の併合をしたことを証する書面

b 限定責任信託の受託者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

c 限定責任信託が会計監査人設置信託である場合においては、次の書面（法第240条第3号）

(a) 就任を承諾したことを証する書面（法第240条第3号イ）

(b) 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書（法第240条第3号ロ）

(c) 会計監査人が法人でないときは、公認会計士であることを証する書面（法第240条第3号ハ）

(イ) 信託の併合による限定責任信託の終了の登記に係る添付書面

終了の事由の発生を証する書面を添付しなければならない（法第242条）。
具体的には、ウの(ア)のaの書面が該当する。

エ 登録免許税

(ア) 信託の併合後の信託の限定責任信託の定め

1件につき3万円とされた（登録免許税法別表第一第28の2号（一））。

(イ) 信託の併合による限定責任信託の終了の登記

1件につき1万5千円とされた（登録免許税法別表第一第28の2号（三））。

9 信託の分割に係る登記

(1) 信託の分割

ア 信託の分割の定義

信託の分割とは、吸収信託分割又は新規信託分割をいうとされ、吸収信託分割とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託の信託財産として移転することをいい、新規信託分割とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託の信託財産として移転することをいうとされた（法第2条第11項）。

イ 吸収信託分割の手続

(ア) 吸収信託分割は、各信託行為に別段の定めがあるときを除き、次に掲げる事項を明らかにして、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる（法第155条第1項）。

- a 吸収信託分割後の信託行為の内容（法第155条第1項第1号）
- b 信託行為において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由（法第155条第1項第2号）
- c 吸収信託分割に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額（法第155条第1項第3号）
- d 吸収信託分割がその効力を生ずる日（法第155条第1項第4号）
- e 移転する財産の内容（法第155条第1項第5号）
- f 吸収信託分割によりその信託財産の一部を他の信託に移転する信託（以下「分割信託」という。）の信託財産責任負担債務でなくなり、分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託（以下「承継信託」という。）の信託財産責任負担債務となる債務があるときは、当該債務に係る事項（法第155条第1項第6号）
- g その他法務省令で定める事項（法第155条第1項第7号，施行規則第14条）
 - (a) 吸収信託分割をする他の信託についての次に掲げる事項その他の当該吸収信託分割をする各信託を特定するために必要な事項
 - ① 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
 - ② 信託の年月日
 - ③ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地
 - (b) 吸収信託分割をする他の信託の信託行為の内容
 - (c) 法第155条第1項第3号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定め相当性に関する事項
 - (d) 施行規則第14条第3号に規定する場合には、分割信託の受益者に対する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定め相当性に関する事項
 - (e) 吸収信託分割に際して、承継信託に属する財産を分割信託の信託財産に帰属させることとするときは、当該財産の種類及び数若しくは額又はこれらの算定方法
 - (f) 施行規則第14条第5号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定め相当性に関する事項
 - (g) 吸収信託分割をする各信託において直前に作成された財産状況開示資料等の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、次に掲げる書類又は電磁的記録の区分に応じ、次に掲げる事項のいずれか）
 - ① 施行規則第2条第4号イに定める書類又は電磁的記録
当該書類又は電磁的記録を作成すべき時期が到来していない旨

② 施行規則第2条第4号ロに定める書類又は電磁的記録

法第222条第3項の規定により作成された貸借対照表の内容

(h) 吸収信託分割をする各信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

(i) 吸収信託分割をする理由

(イ) (ア)のほか、各信託行為に別段の定めがある場合を除き、信託の目的に反しないことが明らかであるときは受託者及び受益者の合意により（法第155条第2項第1号）、信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときは受託者の書面又は電磁的記録による意思表示により（法第155条第2項第2号）、それぞれ吸収信託分割をすることができることとされた。

ウ 吸収信託分割後の分割信託及び承継信託の信託財産責任負担債務の範囲

吸収信託分割がされた場合において、法第155条第1項第6号の債務は、吸収分割信託後の分割信託の信託財産責任負担債務でなくなり、吸収信託分割後の承継信託の信託財産責任負担債務となるとされ（法第157条）、この場合において、分割信託の信託財産限定責任負担債務であった債務は、承継信託の信託財産限定責任負担債務となるとされた（法第157条）。

エ 新規信託分割の手続

(ア) 新規信託分割は、各信託行為に別段の定めがあるときを除き、次に掲げる事項を明らかにして、委託者、受託者及び受益者の合意によって行うことができるとされた（法第159条）。

a 新規信託分割後の信託行為の内容（法第159条第1項第1号）

b 信託行為において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由（法第159条第1項第2号）

c 新規信託分割に際して受益者に対して金銭その他の財産を交付するとき、当該財産の内容及びその価額（法第159条第1項第3号）

d 新規信託分割がその効力を生ずる日（法第159条第1項第4号）

e 移転する財産の内容（法第159条第1項第5号）

f 新規信託分割により従前の信託の信託財産責任負担債務でなくなり、新たな信託の信託財産責任負担債務となる債務があるときは、当該債務に係る事項（法第159条第1項第6号）

g その他法務省令で定める事項（法第159条第1項第7号、施行規則第1

6条)

- (a) 2以上の信託により新規信託分割が行われるときは、当該新規信託分割をする他の信託についての次に掲げる事項その他の当該他の信託を特定するために必要な事項
 - ① 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
 - ② 信託の年月日
 - ③ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地
- (b) 施行規則第16条第1号に規定する場合には、当該新規信託分割をする他の信託の信託行為の内容
- (c) 法第159条第1項第3号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定め相当性に関する事項
- (d) 施行規則第16条第3号に規定する場合には、従前の信託（新規信託分割をする他の信託がある場合にあっては、従前の信託及び当該他の信託）の受益者に対する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定め相当性に関する事項
- (e) 新規信託分割に際して、新たな信託の受益権を従前の信託の信託財産に帰属させることとするときは、当該受益権の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- (f) 施行規則第16条第5号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定め相当性に関する事項
- (g) 従前の信託において直前に作成された財産状況開示資料等の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、次の書類又は電磁的記録の区分に応じ、次に掲げる事項のいずれか）
 - ① 信託法施行規則第2条第4号イに定める書類又は電磁的記録 当該書類又は電磁的記録を作成すべき時期が到来していない旨
 - ② 信託法施行規則第2条第4号ロに定める書類又は電磁的記録 法第22条第3項の規定により作成された貸借対照表の内容
- (h) 従前の信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
- (g) 新規信託分割をする理由
- (i) (7)のほか、各信託行為に別段の定めがある場合を除き、信託の目的に反しないことが明らかであるときは受託者及び受益者の合意により（法第159

条第2項第1号)、信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときは受託者の書面又は電磁的記録による意思表示により(法第159条第2項第2号)、それぞれ新規信託分割をすることができるとされた。

オ 新規信託分割後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の範囲等
新規信託分割がされた場合において、法第159条第1項第6号の債務は、新規信託分割後の従前の信託の信託財産責任負担債務でなくなり、新規信託分割後の新たな信託の信託財産責任負担債務となるとされ、この場合において、従前の信託の信託財産限定責任負担債務であった債務は、新たな信託の信託財産限定責任負担債務となるとされた(法第161条)。

(2) 登記手続(登記記録例(別紙)の10参照)

吸収信託分割がされた場合において、分割信託又は承継信託が限定責任信託であり、当該限定責任信託について法第232条各号に掲げる事項に変更があったときは、当該限定責任信託につき変更の登記をしなければならないとされた(4参照)。新設信託分割がされた場合において、従前の信託が限定責任信託であり、当該限定責任信託について法第232条各号に掲げる事項に変更があったときも、同様である。

新規信託分割後の信託に限定責任信託の定めがされたときは、2週間以内に、限定責任信託の定めを登記をしなければならず(法第232条)、その際の添付書面は、8(2)ウ(ア)と同様である(法第240条)。

10 受益証券発行限定責任信託の特例等

(1) 受益証券発行限定責任信託の定義

信託行為においては、法第8章に定めるところにより、1又は2以上の受益権を表示する証券(以下「受益証券」という。)を発行する旨を定めることができることとされ(法第185条)、受益証券を発行する旨の定めのある限定責任信託を受益証券発行限定責任信託という(法第248条第1項)。

(2) 受益証券発行信託における2人以上の受益者による意思決定の方法

受益証券を発行する旨の定めのある信託において受益者が2人以上あるときは、信託行為に別段の定めがない限り、信託行為に受益者の意思決定(法第92条各号に掲げる権利の行使に係るものを除く。)は受益者集会(法第106条から第122条まで)における多数決による旨の定めがあるものとみなすとされた(法第214条)。

(3) 会計監査人の設置等

ア 会計監査人の設置

受益証券発行限定責任信託においては、信託行為の定めにより、会計監査人を

置くことができるとされた（法第248条第1項）。

なお、受益証券発行限定責任信託であって最終の貸借対照表（直近の法第222条第4項の時期（信託事務年度の経過後、3月以内）において作成された貸借対照表をいう（施行規則第33条、信託計算規則第12条第3項。））の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるものにおいては、会計監査人を置かなければならないとされた（法第248条第2項）。

また、法第248条第1項の会計監査人を置く旨の定めのある受益証券発行限定責任信託及び同条第2項の規定により会計監査人を置くべき受益証券発行限定責任信託（以下「会計監査人設置信託」という。）においては、信託行為に会計監査人を指定する定めを設けなければならずとされた（法第248条第3項）。

イ 会計監査人の資格

(ア) 会計監査人の資格

会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。）又は監査法人でなければならないとされた（法第249条第1項）。

(イ) 会計監査人の資格制限

次の者は、会計監査人となることができずとされた（法第249条第3項）。

- a 公認会計士法の規定により、法第222条第4項に規定する書類又は電磁的記録について監査をすることができない者（法第249条第3項第1号）
- b 受託者若しくはその利害関係人から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者（法第249条第3項第2号）
- c 監査法人でその社員の半数以上がbに掲げる者であるもの（法第249条第3項第3号）

ウ 会計監査人の職務

会計監査人は、次の職務を行うとされた（法第252条第1項）。

(ア) 法第222条第4項の貸借対照表等の計算書類又は電磁的記録の監査

(イ) 会計監査報告の作成

エ 会計監査人の辞任及び解任

(ア) 会計監査人の辞任

会計監査人は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができることとされた（法第251条、第57条第1項）。

(イ) 会計監査人の解任

委託者及び受益者は、いつでも、その合意により会計監査人を解任すること

ができることとされた（法第251条、第58条第1項）。

オ 会計監査人が欠けた場合

(ア) 新たな会計監査人の選任

- a 会計監査人設置信託において、会計監査人が欠けたときは、委託者及び受益者は、会計監査人が欠けた時から2箇月以内に、その合意により、新たな会計監査人を選任しなければならないとされた（法第250条第1項）。
- b aの場合において、委託者が現に存しないとき又は会計監査人が欠けた時から2箇月を経過しても法第250条第1項の合意が調わないときは、新会計監査人の選任は、受益者のみでそれをすることができることとされた（法第250条第2項）。
- c a又はbの場合において、受益者が2人以上あるときは、受託者（信託監督人が現に存する場合にあっては、受託者又は信託監督人）は、法第250条第1項又は第2項の規定により新会計監査人を選任するため、遅滞なく、受益者集会を招集しなければならないとされた（法第250条第3項）。
- d a又はbにより新会計監査人が選任されたときは、当該新会計監査人について信託行為に法第248条第3項に規定する会計監査人を指定する旨の定めが設けられたものとみなすとされた（法第250条第4項）。

(イ) 前会計監査人の権利義務

会計監査人が欠けた場合には、辞任により退任した会計監査人は、新会計監査人が選任されるまで、なお会計監査人としての権利義務を有することとされた（法第250条第5項）。

(3) 登記手続

ア 登記期間

会計監査人に関する登記事項に変更があったときは、2週間以内に、その変更の登記をしなければならないとされた（法第233条第3項）。

イ 登記すべき事項（登記記録例（別紙）の11参照）

新会計監査人の就任の登記については、新会計監査人の氏名又は名称を登記しなければならない（法第232条第7号）。この場合の登記原因は、「年月日就任」とする。また、辞任及び解任の登記についての登記原因は、「年月日辞任（又は解任）」とする。

なお、会計監査人の辞任の登記は、受託者の辞任の登記と同様に、新会計監査人就任の登記以後でなければ、受理することはできない（法第250条第5項）。

また、会計監査人設置信託の定めの設定の登記の登記原因は、「年月日設定」とし、当該定め廃止の登記の登記原因は、「年月日廃止」とする。

ウ 添付書面

(7) 新たな会計監査人の就任の登記の添付書面（法第241条）

a 就任を承諾したことを証する書面（法第241条第1項）

b 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書（当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。法第241条第3項、第240条第3号ロ）

c 会計監査人が法人でないときは、公認会計士であることを証する書面（法第241条第3項、第240条第3号ハ）

(イ) 会計監査人の辞任の登記の添付書面

a 辞任届（法第241条第1項）

b 委託者及び受益者の合意があったことを証する書面（法第241条第1項）

(ウ) 会計監査人の解任の登記の添付書面

委託者及び受益者の合意があったことを証する書面（法第241条第1項）

エ 登録免許税

1件につき1万5千円とされた（登録免許税法別表第一第28の2号（三））。

1.1 限定責任信託に係る信託財産の破産に係る登記

(1) 限定責任信託に係る信託財産の破産手続開始の申立書の添付書面

限定責任信託に係る信託財産について破産手続開始の申立てをするときは、限定責任信託の登記に係る登記事項証明書の添付をしなければならないとされた（破産規則（平成16年最高裁判所規則第14号）第14条第3項第3号）。

(2) 限定責任信託に係る信託財産の破産手続開始等に関する登記の嘱託

限定責任信託に係る信託財産について破産手続開始決定があった場合については、法人の破産手続に関する登記の嘱託等に関する破産法第257条第1項から第7項までの規定を準用することとされた（同条第8項）。そのため、限定責任信託に係る信託財産について破産手続開始の決定があった場合は、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、破産手続開始の登記を当該破産者の当該限定責任信託の事務処理地を管轄する登記所に嘱託しなければならない（破産法第257条第8項）。なお、この登記の嘱託書には、破産手続開始の決定の裁判所の謄本を添付しなければならないとされた（破産規則第78条）。

1.2 登記の申請

(1) 申請人

ア 限定責任信託の定め（法第232条）及び変更の登記（法第233条）は、受託者の申請によってするとされた（法第239条第1項）。

ただし、信託財産管理者又は信託財産法人管理人が選任されている場合には、裁判所の嘱託による（法第246条）を除き、信託財産管理者又は信託財産法人管理人の申請によってするとされた（法第239条第2項）。

イ 限定責任信託の終了の登記（法第235条）、清算受託者の登記（法第236条）及び清算終了の登記（法第237条）の申請は、清算受託者の申請によってするとされた（法第239条第1項）。

ただし、限定責任信託の終了の登記をすべき場合のうち、限定責任信託の定め
の廃止による変更（法第149条）は、実際に当該信託が終了するわけではない
ことから（5(1)イ参照）、当該変更後の当該信託には、清算受託者は存在しない。
したがって、その場合における限定責任信託の定め
の廃止による終了の登記は、受託者の申請によってすることになる。

(2) 申請書

申請書の記載事項等は、商業登記の場合と同様である（法第247条、商業登記
法第17条（第3項を除く。））。

第4 印鑑等に関する事務

1 印鑑届出事項

限定責任信託の登記においても、商業登記の場合と同様、登記の申請書に押印す
べき者は、あらかじめその印鑑を登記所に提出しなければならないとされ（法第247
条、商業登記法第20条第1項）、この場合における印鑑の届出事項については、次
のとおりとされた。

(1) 提出者が個人の場合（登記規則第3条第1項）

- ア 限定責任信託の名称
- イ 限定責任信託の事務処理地
- ウ 資格
- エ 氏名
- オ 出生の年月日

(2) 提出者が限定責任信託の受託者（清算受託者を除く。以下同じ。）、信託財産管理 者、信託財産法人管理人又は清算受託者である法人の代表者の場合（登記規則第3 条第2項第1号）

(1)エに代えて、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びに当該
代表者の資格及び氏名を記載しなければならない。

なお、この代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の氏名に代えて、
当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びにその職務を行うべき者
の氏名を記載することを要する。

(3) 提出者が破産法の規定により限定責任信託につき選任された破産管財人又は保全 管理人（以下「破産管財人等」という。）である法人の職務を行うべき者として指 名された者の場合（登記規則第3条第2項第2号）

(1)エに代えて、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びに当該

指名された者の氏名を記載しなければならない。

2 印鑑届出書の添付書面

印鑑届出書に添付すべき書面については、次のとおりとされた。

(1) 提出者が個人の場合（登記規則第3条第3項第1号）

印鑑届出書に押印した印鑑（登記規則第3条第1項後段）につき市区町村長の作成した印鑑証明書で作成後3月以内のもの

(2) 提出者が法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）の場合（登記規則第3条第3項第2号）

登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面（登記事項証明書）及び印鑑届出書に押印した印鑑につき登記所の作成した証明書でいずれも作成後3月以内のもの

(3) 破産管財人等が法人である場合においてその職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者に限る。）の場合（登記規則第3条第3項第3号）

登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面及び印鑑届出書に押印した印鑑につき登記所の作成した証明書でいずれも作成後3月以内のもの

(4) 破産管財人等が法人である場合においてその職務を行うべき者として指名された者（上記(3)の法人の代表者を除く。）の場合（登記規則第3条第3項第4号）

当該法人の代表者が当該指名された者の印鑑に相違ないことを保証した書面及び当該書面の印鑑につき登記所の作成した証明書で作成後3月以内のもの

3 代表者事項証明書の不発行

限定責任信託は法人ではないことから、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）における代表者事項証明書に関する規定（商業登記規則第30条第1項第4号）は、登記規則において準用されていない（登記規則第8条参照）。そのため、限定責任信託については、代表者事項証明書を発行することはできない。

4 登記簿の附属書類の閲覧の際の添付書面

登記簿の附属書類の閲覧について利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる（法第247条、商業登記法第11条の2）が、登記簿の附属書類の閲覧の申請書には、利害関係を明らかにする事項を記載するほか、利害関係を証する書面を添付しなければならないとされた（登記規則第4条）。これは、例えば、信託行為に係る契約書には契約当事者である企業の経営戦略等が記載されている可能性もあるとみられること等が考慮されたことによるものである。この場合における利害関係を証する書面とは、例えば、信託行為に対する執行力がある債務名義の正本及び申請人の印鑑証明書であって市区町村長の証明したもの等がこれに該当する。

別紙

1 限定責任信託の定め の 登記 (法第 2 3 2 条)

限定責任信託の名称	甲野限定責任信託
限定責任信託の事務処理地	東京都千代田区大手町六丁目3番2号
限定責任信託の効力発生日	平成20年8月1日
限定責任信託の目的	信託不動産の管理運用
受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 受託者 乙野次郎
	会計監査人 監査法人桜会
限定責任信託の終了の事由	当限定責任信託は、平成30年8月21日に終了する。
会計監査人設置信託に関する事項	会計監査人設置信託
登記記録に関する事項	設定 平成20年 8月 1日登記

(注) 会計監査人設置信託の場合の例である。

2 受託者に関する変更の登記（法第233条第3項）

(1) 受託者が就任した場合

ア 信託行為の定め又は委託者及び受益者の合意による選任の場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記

イ 受託者の選任の裁判があった場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	平成19年12月 3日東京地方裁判所の選任
		平成19年12月10日登記

(2) 受託者の任務が終了した場合

受託者等に関する事項	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 受託者 乙野次郎	平成20年 4月 1日死亡
		平成20年 4月 8日登記
		平成19年12月 3日就任
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	平成19年12月10日登記
		平成20年 4月 1日解散
		平成20年 4月 8日登記

(注) 1 死亡の場合及び合併以外の理由による解散の場合の例である。

2 後見開始又は保佐開始の審判，破産手続開始の決定，辞任，解任の場合には，原因項目を「後見開始の審判」，「保佐開始の審判」，「破産手続開始の決定」，「辞任」又は「解任」とする。

(3) 受託者である法人が合併をし，消滅した場合

ア 受託者である法人が受託者でない法人と合併し，消滅した場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	平成20年 4月 1日合併
		平成20年 4月 8日登記
		平成20年 4月 1日就任
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 受託者 丁野信託銀行株式会社	平成20年 4月 8日登記

イ 受託者である法人が他の受託者である法人と合併し、消滅した場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	平成20年 4月 1日合併
		平成20年 4月 8日登記
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 受託者 丁野信託銀行株式会社	

(4) 受託者である法人が分割をし、他の法人が分割により受託者としての権利義務を承継した場合
ア 受託者である法人が分割をし、受託者でない他の法人が分割によりその権利義務を承継した場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	平成20年 4月 1日分割
		平成20年 4月 8日登記
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 受託者 丁野信託銀行株式会社	平成20年 4月 1日就任
		平成20年 4月 8日登記

イ 受託者である法人が分割をし、受託者である他の法人が分割によりその権利義務を承継した場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	平成20年 4月 1日分割
		平成20年 4月 8日登記
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 受託者 丁野信託銀行株式会社	

(5) 受託者の解任の裁判があった場合（法第246条第1号イ）

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	平成20年 4月 1日就任
		平成20年 4月 8日登記
		平成20年11月 8日東京 地方裁判所の解任の裁判
		平成20年11月20日登記

(6) 受託者の解任の裁判を取り消す裁判が確定した場合（法第246条第2号イ）

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	平成20年 4月 1日就任
		平成20年 4月 8日登記
		平成20年11月 8日東京 地方裁判所の解任の裁判
		平成20年11月20日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	平成20年12月10日東京 地方裁判所の解任の裁判取消 決定確定
		平成20年12月22日回復

3 信託財産管理者に関する登記（法第232条第5号，第233条第3項）

(1) 信託財産管理命令において信託財産管理者が選任された場合（法第246条第1号ロ）

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 信託財産管理者 丙野三郎	平成20年 4月 1日解散
		平成20年 4月 8日登記
東京都文京区目白台一丁目21番5号 信託財産管理者 丙野三郎	平成20年 5月20日東京 地方裁判所の選任	
	平成20年 6月 1日登記	

(2) 信託財産管理者が辞任した場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 信託財産管理者 丙野三郎	平成20年 5月20日東京 地方裁判所の選任
		平成20年 6月 1日登記
		平成20年11月 8日辞任
		平成20年11月20日登記

(3) 新受託者の選任により信託財産管理者が退任した場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 信託財産管理者 丙野三郎	平成20年 5月20日東京 地方裁判所の選任
		平成20年 6月 1日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	平成20年 8月 8日就任
		平成20年 8月20日登記

(注) 新受託者が選任されたため，信託財産管理者が資格喪失した場合の例である。新受託者の就任の登記をしたときは，信託財産管理者の登記を抹消する記号を記録する（登記規則第5条第1項）。

(4) 信託財産管理者の解任の裁判があった場合（法第246条第1号イ）

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 信託財産管理者 丙野三郎	平成20年 5月20日東京 地方裁判所の選任
		平成20年 6月 1日登記
		平成20年11月 8日東京 地方裁判所の解任の裁判
		平成20年11月20日登記

(5) 信託財産管理者の解任の裁判を取り消す裁判が確定した場合（法第246条第2号イ）

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 信託財産管理者 丙野三郎	平成20年 5月20日東京 地方裁判所の選任
		平成20年 6月 1日登記
		平成20年11月 8日東京 地方裁判所の解任の裁判
		平成20年11月20日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 信託財産管理者 丙野三郎	平成20年12月10日東京 地方裁判所の解任の裁判取消 決定確定
		平成20年12月22日回復

4 信託財産法人管理人に関する登記（法第232条第5号，第233条第3項）

(1) 信託財産法人管理命令において信託財産法人管理人が選任された場合（法第246条第1号ロ）

受託者等に関する事項	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 受託者 乙野次郎	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 信託財産法人管理人 丙野三郎	平成20年 4月 1日死亡
		平成20年 4月 8日登記
東京都文京区目白台一丁目21番5号 信託財産法人管理人 丙野三郎	平成20年 5月20日東京 地方裁判所の選任	
	平成20年 6月 1日登記	

(2) 信託財産法人管理人が辞任した場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 信託財産法人管理人 丙野三郎	平成20年 5月20日東京 地方裁判所の選任
		平成20年 6月 1日登記
		平成20年11月 8日辞任
		平成20年11月20日登記

(3) 新受託者の選任により信託財産法人管理人が退任した場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 信託財産法人管理人 丙野三郎	平成20年 5月20日東京 地方裁判所の選任
		平成20年 6月 1日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	平成20年 8月 8日就任
		平成20年 8月20日登記

(注) 新受託者が選任されたため，信託財産法人管理人が資格喪失した場合の例である。新受託者の就任の登記をしたときは，信託財産法人管理人の登記を抹消する記号を記録する（登記規則第5条第1項）。

(4) 信託財産法人管理人の解任の裁判があった場合（法第246条第1号イ）

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 信託財産法人管理人 丙野三郎	平成20年 5月20日東京 地方裁判所の選任
		平成20年 6月 1日登記
		平成20年11月 8日東京 地方裁判所の解任の裁判
		平成20年11月20日登記

(5) 信託財産法人管理人の解任の裁判を取り消す裁判が確定した場合（法第246条第2号イ）

受託者等に関する事項	<u>東京都文京区目白台一丁目21番5号</u> <u>信託財産法人管理人 丙野三郎</u>	平成20年 5月20日東京 地方裁判所の選任
		平成20年 6月 1日登記
		平成20年11月 8日東京 地方裁判所の解任の裁判
		平成20年11月20日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 信託財産法人管理人 丙野三郎	平成20年12月10日東京 地方裁判所の解任の裁判取消 決定確定
		平成20年12月22日回復

5 事務処理地の変更の登記（法第233条）

(1) 同一登記所の管轄区域内で変更した場合

限定責任信託の事務処理地	東京都千代田区大手町六丁目3番2号	
	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	平成19年12月 3日変更 ----- 平成19年12月10日登記

(2) 他の登記所の管轄区域内に変更した場合
旧事務処理地である場合

限定責任信託の事務処理地	東京都千代田区大手町六丁目3番2号
登記記録に関する事項	平成19年12月3日東京都新宿区北新宿一丁目8番23号に事務処理地変更 平成19年12月10日登記 平成19年12月10日閉鎖

新事務処理地である場合

限定責任信託の名称	甲野限定責任信託
限定責任信託の事務処理地	東京都新宿区北新宿一丁目8番23号
限定責任信託の効力発生日	平成19年10月10日
限定責任信託の目的	信託不動産の管理運用
受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 受託者 乙野次郎
	会計監査人 監査法人桜会
限定責任信託の終了の事由	当限定責任信託は、平成30年8月21日に終了する。
会計監査人設置信託に関する事項	会計監査人設置信託
登記記録に関する事項	平成19年12月3日東京都千代田区大手町六丁目3番2号から事務処理地変更 平成19年12月17日登記

(3) 住居表示が実施された場合

限定責任信託の事務処理地	東京都千代田区大手町六丁目3番地	
	東京都千代田区大手町六丁目3番2号	平成19年12月 3日住居表示実施
		平成19年12月10日登記

(4) 行政区画が変更された場合

限定責任信託の事務処理地	東京都北多摩郡田無町一丁目2番地	
	東京都西東京市北一丁目2番地	平成19年12月 3日変更
		平成19年12月10日修正

6 終了の登記（法第235条）

(1) 信託の目的を達成した場合

終了	平成21年4月2日信託の目的を達成したことにより終了 平成21年 4月 9日登記
----	---

(注) 終了の登記をしたときは、次に掲げる登記に抹消する記号を記録しなければならない（登記規則第6条）。

・受託者に関する登記

ブックレスシステムにおいては、この登記は、終了の登記により自動朱抹される。

(2) 信託の目的を達成することができなくなった場合

終了	平成21年4月2日信託の目的を達成することができなくなったことにより終了 平成21年 4月 9日登記
----	---

(3) 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継続した場合

終了	平成21年4月2日受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継続したことにより終了 平成21年 4月 9日登記
----	--

(4) すべての受託者が欠け、新受託者が就任しない状態が1年間継続した場合

受託者等に関する事項	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 受託者 乙 野 次 郎
	平成20年 4月 1日死亡 ----- 平成21年 4月 9日登記

終了	平成21年4月2日新受託者が就任しない状態が1年間継続したことにより終了 平成21年 4月 9日登記
----	---

(5) 信託財産が費用等の償還等に不足している場合

終了	平成21年4月2日信託財産が費用等の償還に不足していることにより終了 平成21年 4月 9日登記
----	---

(6) 破産法第53条第1項の規定による信託契約の解除がされた場合

終了	平成21年4月2日破産法第53条第1項の規定による信託契約の解除により終了 平成21年 4月 9日登記
----	--

(注) 民事再生法第49条第1項又は会社更生法第61条第1項の規定による信託契約の解除がされた場合も、同様である。

(7) 信託行為において定めた事由の発生により終了した場合

終了	平成21年4月2日信託行為所定の事由の発生により終了 平成21年 4月 9日登記
----	---

(8) 委託者及び受託者の合意により終了した場合

終了	平成21年4月2日委託者及び受託者の合意により終了 平成21年 4月 9日登記
----	--

(9) 信託行為の定めるところにより終了した場合

終了	平成21年4月2日信託行為の定めるところにより終了 平成21年 4月 9日登記
----	--

(10) 限定責任信託の定めを廃止した場合

終了	平成21年4月2日限定責任信託の定めを廃止により終了 平成21年 4月 9日登記
----	---

(11) 終了を命ずる裁判の確定により終了した場合（法第246条第2号ロ）

終了	平成21年4月2日東京地方裁判所の終了を命ずる裁判の確定により終了 平成21年 4月 9日登記
----	--

7 清算受託者に関する登記（法第236条）

(1) 受託者が清算受託者となった場合（最初の清算受託者）

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 清算受託者 甲野信託銀行株式会社	平成19年12月10日登記
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 清算受託者 乙野次郎	平成19年12月10日登記

(注) 信託行為の定め若しくは委託者及び受益者の合意により清算受託者を選任した場合又は清算受託者の選任の裁判があった場合も、同様である。

(2) 清算受託者が就任した場合（変更による清算受託者）

ア 信託行為の定め又は委託者及び受益者の合意による選任の場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 清算受託者 甲野信託銀行株式会社	平成19年12月 3日就任 平成19年12月10日登記
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 清算受託者 乙野次郎	平成19年12月 3日就任 平成19年12月10日登記

イ 清算受託者の選任の裁判があった場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 清算受託者 甲野信託銀行株式会社	平成19年12月 3日東京 地方裁判所の選任 平成19年12月10日登記
------------	---------------------------------------	--

(3) 清算受託者の任務が終了した場合

受託者等に関する事項	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 清算受託者 乙野次郎	平成20年 4月 1日死亡
		平成20年 4月 8日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 清算受託者 甲野信託銀行株式会社	平成19年12月 3日就任 平成19年12月10日登記
		平成20年 4月 1日解散 平成20年 4月 8日登記

(注) 1 死亡の場合及び合併以外の理由による解散の場合の例である。

2 後見開始又は保佐開始の審判，破産手続開始の決定，辞任，解任の場合には，原因項目を「後見開始の審判」，「保佐開始の審判」，「破産手続開始の決定」，「辞任」又は「解任」とする。

(4) 清算受託者の解任の裁判があった場合（法第246条第1号イ）

受託者等に関する事項	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 清算受託者 乙野次郎	平成19年12月10日登記
		平成20年 4月 1日東京 地方裁判所の解任の裁判
		平成20年 4月 8日登記

(5) 清算受託者の解任の裁判を取り消す裁判が確定した場合（法第246条第2号イ）

受託者等に関する事項	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 清算受託者 乙野次郎	平成19年12月10日登記
		平成20年 4月 1日東京 地方裁判所の解任の裁判
		平成20年 4月 8日登記
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 清算受託者 乙野次郎	平成20年12月10日東京 地方裁判所の解任の裁判取消 決定確定
		平成20年12月22日回復

8 清算終了の登記（法第237条）

登記記録に関する 事項	平成21年4月2日清算終了	平成21年 4月 9日登記 平成21年 4月 9日閉鎖
----------------	---------------	--------------------------------

9 信託の併合に関する登記

(1) 限定責任信託と他の限定責任信託を併合し、新たに限定責任信託を設定した場合

ア 新たな限定責任信託（法第232条）

限定責任信託の名称	甲野限定責任信託	
限定責任信託の事務処理地	東京都千代田区大手町六丁目3番2号	
限定責任信託の効力発生日	平成21年4月10日	
限定責任信託の目的	信託不動産の管理運用	
受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 受託者 乙野次郎	
	会計監査人 監査法人桜会	
限定責任信託の終了の事由	当限定責任信託は、平成30年8月21日に終了する。	
会計監査人設置信託に関する事項	会計監査人設置信託	
登記記録に関する事項	設定	平成21年 4月10日登記

イ 従前の限定責任信託（法第235条）

登記記録に関する事項	平成21年4月2日信託の併合により終了	平成21年 4月10日登記 平成21年 4月10日閉鎖
------------	---------------------	--------------------------------

(注) 1 他の従前の限定責任信託についても、本例による。

2 登記記録区に入力する（登記規則第7条）。終了の年月日である効力発生日は、従前の各信託の委託者、受託者及び受益者の合意による（法第151条第1項第4号）。

3 アの登記と同時に申請する義務はない。

- (2) 限定責任信託と他の限定責任信託を併合し、新たに限定責任信託でない信託を設定した場合
従前の限定責任信託（法第235条）

登記記録に関する事項	平成21年4月2日信託の併合により終了 平成21年 4月10日登記 平成21年 4月10日閉鎖
------------	---

- (注) 1 他の従前の限定責任信託についても、本例による。
2 登記記録区に入力する（登記規則第7条）。終了の年月日である効力発生日は、従前の各信託の委託者、受託者及び受益者の合意による（法第151条第1項第4号）。

- (3) 限定責任信託と限定責任信託でない信託を併合し、新たに限定責任信託を設定した場合
ア 新たな限定責任信託（法第232条）

限定責任信託の名称	甲野限定責任信託
限定責任信託の事務処理地	東京都千代田区大手町六丁目3番2号
限定責任信託の効力発生日	平成21年4月10日
限定責任信託の目的	信託不動産の管理運用
受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 受託者 乙野次郎
	会計監査人 監査法人桜会
限定責任信託の終了の事由	当限定責任信託は、平成30年8月21日に終了する。
会計監査人設置信託に関する事項	会計監査人設置信託
登記記録に関する事項	設定 平成21年 4月10日登記

- イ 従前の限定責任信託（法第235条）

登記記録に関する事項	平成21年4月2日信託の併合により終了 平成21年 4月10日登記 平成21年 4月10日閉鎖
------------	---

- (注) 1 登記記録区に入力する（登記規則第7条）。終了の年月日である効力発生日は、従前の各信託の委託者、受託者及び受益者の合意による（法第151条第1項第4号）。
2 アの登記と同時に申請する義務はない。

(4) 限定責任信託と限定責任信託でない信託を併合し、新たに限定責任信託でない信託を設定した場合
従前の限定責任信託（法第235条）

登記記録に関する事項	平成21年4月2日信託の併合により終了 平成21年 4月10日登記 平成21年 4月10日閉鎖
------------	---

(注) 登記記録区に入力する（登記規則第7条）。終了の年月日である効力発生日は、従前の各信託の委託者、受託者及び受益者の合意による（法第151条第1項第4号）。

(5) 限定責任信託でない信託と限定責任信託でない信託を併合し、新たに限定責任信託を設定した場合
新たな限定責任信託（法第232条）

限定責任信託の名称	甲野限定責任信託
限定責任信託の事務処理地	東京都千代田区大手町六丁目3番2号
限定責任信託の効力発生日	平成21年4月10日
限定責任信託の目的	信託不動産の管理運用
受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 受託者 乙野次郎
	会計監査人 監査法人桜会
限定責任信託の終了の事由	当限定責任信託は、平成30年8月21日に終了する。
会計監査人設置信託に関する事項	会計監査人設置信託
登記記録に関する事項	設定 平成21年 4月10日登記

10 新規信託分割による新たな限定責任信託に関する登記（法第232条）

限定責任信託の名称	甲野限定責任信託	
限定責任信託の事務処理地	東京都千代田区大手町六丁目3番2号	
限定責任信託の効力発生日	平成21年4月10日	
限定責任信託の目的	信託不動産の管理運用	
受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 受託者 乙野次郎	
	会計監査人 監査法人桜会	
限定責任信託の終了の事由	当限定責任信託は、平成30年8月21日に終了する。	
会計監査人設置信託に関する事項	会計監査人設置信託	
登記記録に関する事項	設定	平成21年 4月10日登記

1 1 会計監査人に関する変更の登記（法第233条第3項）

(1) 会計監査人が就任した場合

受託者等に関する事項	会計監査人 監査法人桜会	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記

(参考) 就任と同時に、会計監査人設置信託の信託行為の定めを設けた場合

会計監査人設置信託に関する事項	会計監査人設置信託 平成19年12月 3日設定	平成19年12月10日登記
-----------------	----------------------------	---------------

(2) 会計監査人が辞任した場合

受託者等に関する事項	会計監査人 監査法人桜会	平成19年12月 3日辞任
		平成19年12月10日登記

(注) 解任の場合には、原因項目を「解任」とする。

(3) 会計監査人である監査法人が合併をし、消滅した場合

ア 会計監査人である監査法人が会計監査人でない監査法人と合併し、消滅した場合

受託者等に関する事項	会計監査人 監査法人桜会	平成20年 4月 1日合併
		平成20年 4月 8日登記
	会計監査人 監査法人梅会	平成20年 4月 1日就任
		平成20年 4月 8日登記

イ 会計監査人である法人が他の会計監査人である監査法人と合併し、消滅した場合

受託者等に関する事項	会計監査人 監査法人桜会	平成20年 4月 1日合併
		平成20年 4月 8日登記
	会計監査人 監査法人梅会	

1 2 受託者の職務執行停止及び職務代行者に関する登記（法第234条，民事保全法第56条）

(1) 職務執行を停止した場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者 甲野信託銀行株式会社	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 受託者 乙野次郎	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記
	受託者甲野信託銀行株式会社の職務執行停止	平成20年 5月20日東京 地方裁判所の決定
		平成20年 6月 1日登記
	受託者乙野次郎の職務執行停止	平成20年 5月20日東京 地方裁判所の決定
		平成20年 6月 1日登記

(2) 職務代行者を選任した場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者職務代行者 丙野三郎	平成20年 5月20日東京 地方裁判所の受託者甲野信託 銀行株式会社の職務代行者選 任
		平成20年 6月 1日登記

(注) 仮処分決定中，誰の代行者かを特定していないときは，その入力を要しない。

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 受託者職務代行者 丙野三郎	平成20年 5月20日東京 地方裁判所の選任
		平成20年 6月 1日登記

(3) 職務執行停止の仮処分を取り消した場合

受託者等に関する事項	<u>受託者甲野信託銀行株式会社の職務執行停止</u>	平成20年 5月20日東京 地方裁判所の決定
		平成20年 6月 1日登記
		平成20年11月 8日東京 地方裁判所の取消決定
		平成20年11月20日登記

(4) 職務代行者選任の仮処分を取り消した場合

受託者等に関する事項	<u>東京都文京区目白台一丁目21番5号</u> 受託者職務代行者 <u>乙野次郎</u>	平成20年 5月20日東京地方裁判所の受託者甲野信託銀行株式会社の職務代行者選任
		平成20年 6月 1日登記
		平成20年11月 8日東京地方裁判所の取消決定
		平成20年11月20日登記

(5) 職務執行を停止されている受託者の解任の裁判があった場合（法第246条第1号イ）

受託者等に関する事項	<u>東京都文京区目白台一丁目21番5号</u> 受託者 <u>甲野信託銀行株式会社</u>	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記
		平成20年 6月15日東京地方裁判所の解任の裁判
		平成20年 6月22日登記
	<u>東京都大田区蒲田三丁目2番1号</u> 受託者 <u>乙野次郎</u>	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記
		平成20年 6月15日東京地方裁判所の解任の裁判
		平成20年 6月22日登記
	<u>受託者甲野信託銀行株式会社の職務執行停止</u>	平成20年 5月20日東京地方裁判所の決定
		平成20年 6月 1日登記
	<u>受託者乙野次郎の職務執行停止</u>	平成20年 5月20日東京地方裁判所の決定
		平成20年 6月 1日登記

(注) この登記をしたときは、職務執行停止に関する登記を抹消する記号を記録する（登記規則第5条第2項）

なお、職務代行者が選任されている場合は、職務代行者に関する登記を抹消する記号を記載する（登記規則第5条第2項）。

1.3 破産法に関する登記

(1) 保全管理命令の登記（破産法第257条第8項，第4項，第5項）

ア 保全管理人が1名の場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 保全管理人 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日東京 地方裁判所の決定
	破産法により上記の者による業務及び財産の管理を命ずる。	平成19年10月 3日登記

イ 保全管理人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 保全管理人 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日東京 地方裁判所の決定
	保全管理人甲野太郎の単独職務執行の許可 破産法により上記の者による業務及び財産の管理を命ずる。	平成19年10月 3日登記
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 保全管理人 乙 野 次 郎	平成19年10月 1日東京 地方裁判所の決定
	保全管理人乙野次郎の単独職務執行の許可 破産法により上記の者による業務及び財産の管理を命ずる。	平成19年10月 3日登記

ウ 保全管理人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合

受託者等に関する事項	<p>東京都文京区目白台一丁目21番5号 保全管理人 甲野太郎</p> <p>職務分掌の許可 1 保全管理人甲野太郎が分掌する職務 (1) 保全管理人乙野次郎が分掌する職務を除く 常務 (2) 営業に関する事務 2 保全管理人甲野太郎及び保全管理人乙野次郎 が分掌する職務を除くその余の保全管理人の事 務については共同してその職務を行う。</p> <p>破産法により上記の者による業務及び財産の管理 を命ずる。</p>	<p>平成19年10月 1日東京 地方裁判所の決定</p> <p>-----</p> <p>平成19年10月 3日登記</p>
	<p>東京都大田区蒲田三丁目2番1号 保全管理人 乙野次郎</p> <p>職務分掌の許可 1 保全管理人乙野次郎が分掌する職務 (1) 訴訟に関する事務 (2) その他法的手続に関する事務 2 保全管理人甲野太郎及び保全管理人乙野次郎 が分掌する職務を除くその余の保全管理人の事 務については共同してその職務を行う。</p> <p>破産法により上記の者による業務及び財産の管理 を命ずる。</p>	<p>平成19年10月 1日東京 地方裁判所の決定</p> <p>-----</p> <p>平成19年10月 3日登記</p>

(2) 保全管理命令の変更等の登記（破産法第257条第8項、第6項）

受託者等に関する事項	<p><u>東京都文京区目白台一丁目21番5号</u> <u>保全管理人 甲野太郎</u></p> <p><u>破産法により上記の者による業務及び財産の管理</u> <u>を命ずる。</u></p>	<p>-----</p> <p>平成19年10月 3日登記</p>
		<p>平成19年12月 3日東京 地方裁判所の解任の決定</p> <p>-----</p> <p>平成19年12月10日登記</p>
	<p>東京都大田区蒲田三丁目2番1号 保全管理人 乙野次郎</p> <p>破産法により上記の者による業務及び財産の管理 を命ずる。</p>	<p>平成19年12月 3日東京 地方裁判所の選任</p> <p>-----</p> <p>平成19年12月10日登記</p>

(3) 破産手続開始決定の登記（破産法第257条第8項，第1項，第2項）

破産	平成19年10月1日午前10時東京地方裁判所の破産手続開始 平成19年10月 3日登記
----	--

（注）破産手続開始の登記をしたときは，破産法第91条第1項の規定による保全管理命令の登記を抹消する記号を記録する（登記規則第8条，商業登記規則第117条第2項）

ア 破産管財人が1名の場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 破産管財人 甲 野 太 郎	
		平成19年10月 3日登記

イ 破産管財人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 破産管財人 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日東京 地方裁判所の決定
	破産管財人甲野太郎の単独職務執行の許可	平成19年10月 3日登記
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 保安全管理人 乙 野 次 郎	平成19年10月 1日東京 地方裁判所の決定
	破産管財人乙野次郎の単独職務執行の許可	平成19年10月 3日登記

ウ 破産管財人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 破産管財人 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日東京 地方裁判所の決定
	職務分掌の許可 1 破産管財人甲野太郎が分掌する職務 （1）破産管財人乙野次郎が分掌する職務を除く 常務 （2）営業に関する事務 （3）銀行取引に関する事務 2 破産管財人甲野太郎及び破産管財人乙野次郎 が分掌する職務を除くその余の破産管財人の事 務については共同してその職務を行う。	平成19年10月 3日登記
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 破産管財人 乙 野 次 郎	平成19年10月 1日東京 地方裁判所の決定
	職務分掌の許可 1 破産管財人乙野次郎が分掌する職務 （1）訴訟に関する事務 （2）破産債権の調査及び認否 （3）その他法的手段に関する事務 2 破産管財人甲野太郎及び破産管財人乙野次郎 が分掌する職務を除くその余の破産管財人の事 務については共同してその職務を行う。	平成19年10月 3日登記

(4) 破産管財人に関する登記事項の変更の登記（破産法第257条第8項，第3項）

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 破産管財人 甲 野 太 郎	平成19年10月 3日登記
		平成19年12月 3日東京 地方裁判所の解任の決定
	平成19年12月10日登記	
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 破産管財人 乙 野 次 郎	平成19年12月 3日東京 地方裁判所の選任
平成19年12月10日登記		

(5) 破産手続開始の決定の取消の登記（破産法第257条第8項，第7項，登記規則第8条，商業登記規則第117条第2項）

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 破産管財人 甲 野 太 郎	平成19年10月 3日登記

破産	平成19年10月3日午前10時東京地方裁判所の破産手続開始 平成19年10月 3日登記
	平成20年1月24日東京地方裁判所の破産手続開始決定取消の決定確定 平成20年 1月27日登記

(6) 破産手続廃止の登記

ア. 破産手続開始の決定と同時にする破産手続廃止の決定の登記（破産法第257条第8項，第7項，第216条第1項）

破産	平成19年10月3日午前10時東京地方裁判所の破産手続開始 平成19年10月 3日登記
----	--

登記記録に関する事項	平成19年10月3日東京地方裁判所の同時破産手続廃止の決定確定 平成19年10月 3日登記 平成19年10月 3日閉鎖
------------	---

イ 破産手続開始の決定後の費用不足による破産手続廃止の決定の登記（破産法第257条第8項，第7項，第217条第1項）

破産	平成19年10月3日午前10時東京地方裁判所の破産手続開始 平成19年10月 3日登記
----	--

登記記録に関する事項	平成19年11月28日東京地方裁判所の費用不足による破産手続廃止の決定確定 平成19年11月30日登記 平成19年11月30日閉鎖
------------	---

ウ 破産債権者の同意による破産手続廃止の決定（破産法第218条）

破産	平成19年10月3日午前10時東京地方裁判所の破産手続開始 平成19年10月 3日登記
	平成19年11月28日東京地方裁判所の破産手続廃止決定確定 平成19年11月30日登記

受託者等に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 破産管財人 甲 野 太 郎	
		平成19年11月30日登記

(注) この登記をしたときは，登記記録を閉鎖しない（破産法第219条）。

(7) 破産手続終結の登記（破産法第257条第8項，第7項，第220条）

破産	平成19年10月3日午前10時東京地方裁判所の破産手続開始 平成19年10月 3日登記
----	--

登記記録に関する事項	平成19年10月28日東京地方裁判所の破産手続終結 平成19年11月30日登記 平成19年11月30日閉鎖
------------	---

(注) この登記をしたときは，登記記録を閉鎖する（登記規則第8条，商業登記規則第117条第3項）。